退職後、私の健康保険はどうなるの？

＊　実際にどの健康保険制度に加入することになるか、フローチャートで確認してみましょう。

退職後、引き続き※ 就職しますか？

※　退職後１日も空白期間がなく、新たな任用が開始することをいいます。（任用期間継続に関する申立がある場合を含む。）
例）3/31に退職 → 4/1に再就職 など

いいえ

はい

公立学校共済組合の健康保険が適用される所属所に任用され、組合員の資格要件※ を満たしますか？
※　詳細は、任用先の事務担当者へお尋ねください。

はい

1

引き続き
共済組合の組合員 となります

《手続》
３、４ページを参照してください。

いいえ

就職先に健康保険制度があり、加入要件※を満たしていますか？
※　詳細は、就職先の担当者へお尋ねください。

はい

2

就職先の健康保険に加入
することになります

《手続》
退職時に
・組合員申告書（資格喪失届）
・資格確認書等
を所属所へ提出してください。

いいえ

退職後、年額１３０万円以上の収入※ がありますか？
（６０歳以上の者又は、障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は、１８０万円以上の収入）
※　傷病手当金や雇用保険の失業給付、生命保険会社等の個人年金も収入に含みます。
また、失業給付については、日額に上限があります。

はい

いいえ

あなたを扶養できる家族は、いますか？
（家族が加入している健康保険の被扶養者となる要件を満たしていますか？）

はい

3

家族の健康保険の被扶養者
になります

《手続》
退職時に
・組合員申告書（資格喪失届）
・資格確認書等
を所属所へ提出してください。

いいえ

退職の日まで、<u>引き続き１年１日以上</u>の組合員期間がありますか？

いいえ

はい

任意継続を希望する？

希望しない

希望する

4

国民健康保険に加入
する必要があります

《手続》
退職時に
・組合員申告書（資格喪失届）
・資格確認書等
を所属所へ提出してください。

5

任意継続組合員制度に加入
することができます

《手続》
退職時に
・任意継続組合員申出書
・預金口座振替依頼書（月払希望者のみ）
・資格確認書等
を公立学校共済組合福岡支部給付係へ提出してください。

※ 詳細は、11ページ以降を参照してください。